

## 平成28年第6回教育委員会会議録

日時：平成28年3月24日（木）

午後3時開会

場所：大会議室B

出席委員	委員長	庄山昭子
	職務代理者	上島均
	委員	松本昭彦
	委員	滝澤多佳子
	教育長	石川博之

出席者	教育次長	倉田幸則
	教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長	國分靖久
	学校教育課長	森昌彦
	教育研究支援課長（兼）教育研究所長	土性孝充
	人権教育課長	外岡博明
	生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進 担当副参事	野田剛史

庄山委員長 平成28年第6回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、第11号 津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について、第12号 平成28年度津市学校教育推進計画について、第13号 津市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について、第14号 津市社会教育委員の辞任について、第15号 津市指定文化財の指定について、5件の議案について、御審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくお願いします。

庄山委員長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第11号から議案第15号の議案5件です。このうち、議案第14号及び議案第15号の議案2件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第4号の規定に該当するため非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 それでは、議案第14号及び議案第15号の議案2件につきましては、非公開と決定します。

議案第14号 津市社会教育委員の辞任について

議案第14号 非公開で開催

議案第14号 原案可決

議案第15号 津市指定文化財の指定について

議案第15号 非公開で開催

議案第15号 原案可決

庄山委員長 それでは、議事に入ります。議案第11号 津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第11号 津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について、説明させていただきます。まず、この教育委員会事務委任等に関する規則でございますけれども、この規則につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第25条第1項の規定による事務委任等に関し必要

な事項を定めたものでございます。この規則の第3条において、教育委員会の会議において議決をする事項が定められておりまして、同条の第10号を改正するというものでございます。恐れ入りますが、次のページ、改正理由の方をお願いします。津市教育委員会の事務委任等に関する事項につきましては、平成28年度に現行の規則において教育委員会の会議の議決事項の対象外である条例に基づく協議会等の委員が任期満了となり、新たに委嘱等が行われますことから、当該委員の委嘱に関する事項につきましても、議決事項に追加させていただくことにより、教育に関わります事務の執行をより円滑に行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。施行の期日につきましては、平成28年4月1日を予定しております。恐れ入りますが、3ページの新旧対照表を御覧ください。右が現行ということになりますけれども、この第3条の第10号につきましては、今、議決事項というのがこの「津市通学区域審議会委員」、それから「津市教育支援委員会の委員及び相談員」、それから「津市社会教育委員」、それから「津市文化財保護審議会委員並びに津市図書館協議会委員を委嘱すること。」ということになっております。改正後の方には、個々にこのような形で個別に並べるのではなくて、「法令又は条例に基づく附属機関等の委員等を委嘱し、又は任命すること。」というようなこととさせていただきます。今回の改正により、平成28年度に委員の改選、変更等がございます例えば、「津市いじめ問題対策連絡協議会」ですとか、それから、「津市いじめ対策会議」の委員の方等についても、新たに教育委員会の議案として提出させていただくということになります。また、今後新たに、法令又は条例に基づき附属機関等が設置され、各委員の方に委嘱または任命させていただく際にも、該当してくるということになります。この近隣の例えば、三重県内の他市の状況、それから県外の他市の状況を見ましても、このような形で、個別で、市の今の現行のようなスタイルでやっているところではなくてですね、全体を網羅するという形で、改正後のスタイルのような形で進められているところが多いというような状況でございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

庄山委員長 説明は以上です。御質問などは、ございませんか。

各委員 異議なし

庄山委員長 特にないようでございます。議案第11号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 御異議なきようですので、議案第11号については、原案どおり承認します。次に、議案第12号 平成28年度津市学校教育推進計画について、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長

教育研究支援課長 議案第12号 平成28年度津市学校教育推進計画について、まず「平成28年度津市学校教育推進計画(案)」としております。この計画の策定の趣旨について、1枚めくっていただきますと、策定の趣旨がございまして、そこを御覧ください。御承知のように国の方で、教育基本法改正第17条第1項に基づいて、教育振興基本計画が策定されておりました、今はその第2期のものが平成25年の6月、閣議決定されております。それを参考にいたしまして、本市では、教育振興ビジョンを策定しておりました、今、後期基本計画、平成25年から平成29年までがこの津市教育振興ビジョンの期間となっております。その教育振興ビジョンによりまして、津市総合計画、平成29年度までの、総合計画でございしますが、今はその後期基本計画2013年から2017年まで、つまり、同じく、平成29年までの計画ですが、それに示されました教育分野における取組を実施していくということでございます。そのビジョンの中で、毎年教育分野における個別計画という形で津市学校教育推進計画の策定ということになっております。その策定をすることで、ここにもありますように、その年度年度の重点を学校の方へ知らせるとというのがこの計画の主な役割ということになっております。これを明確に知らせることで、重点、そして教育委員会の取組と学校の取組をそれぞれを共有をして1年間を充実したものにしていこうということで、策定しています。次のページ、目次の右側に、小中一貫、これはビジョンの方でも29年度までの大きな手法として取り上げているものです。29年度には、義務教育学校がつくられるということで、先日の委員会でもそういったものの計画をとすることを議員さんからいただいているところですが、28年度につきましては、今の学校種でいきますので、まだ義務教育学校という文言は、この図にはございませんが、従前の図でかがやきプロジェクト等で培ってきた、地域との連携、地域とともにある学校づくり、こういったものを土台にして、9年間の義務教育を重ねていく、その中には当然、就学前との連携も含めてという意味合いもありますので、幼稚園、保育所等との機関もありまして、中学校区でそれぞれめざす子ども像をつくって、その実現に向けて、子ども達の学力の向上と、学校生活の充実をめざしてやっていく手法が、津市の小中一貫教育であるという概念図を示させていただきました。2ページ、3ページでございします。

庄山委員長 これは、ずっと今から説明していただきますか。

教育研究支援課長 もう、概略だけいきます。2ページ、3ページのところは、教育振興ビジョンの後期基本計画と、推進計画との関係というふうに、タイトルを2ページ上に記載しておりますが、3ページの真ん中までが、ビジョンで示されている部分です。そして、3ページの右側に重点取組が1番から18番までナンバーをふってありますが、これが、教育長の次年度の平成28年度の教育方針にも示されたものを今年のいわゆる目玉ということで、位置付けをさせていただいて、これも学校にしっかりと伝えるということで、このページを作っております。それから、4ページですが、昨年度からこういったページをこの計画に取り入れたんですが、ビジョンに示されている、学校教育の充実というのは大きく3つのカテゴリーに分かれておまして、一つは信頼される学校づくり、もう一つは教育内容の充実、もう一つは、教育環境の整備・充実と、こういったものの中に、先程言いました、18の項目、重点というものがどこに位置付いているのか、一目で見ていただけるような配列で作っているページで、これは今年度の計画から取り入れたページです。そのあと、5ページからあとにつきましては、目標1から5について、それぞれ、重点項目1から18番を枠囲みで示しながら、大きくは、ずっとそのあとの方を見ていただきますと、上下に四角が二つある形になっています。上の枠囲みの中は、教育委員会としてどう取り組むかということを示しています。下は、学校または幼稚園、こういったところが、どう取り組むべきかということを示させていただいています。実は27年度、今年度までは、この四角の位置関係が上下入れ替わっておりました。まず学校のものをして、下に教育委員会を示していたんですが、やはりこれは教育委員会として重点を定めて、施策を打っていくということで、これは教育委員会を上にするべきということで、今回は教育委員会を上置いて、下の方に学校でのという形で目標1から目標5までについて、記載をしています。それから、この中で特に今年、教育方針の中でもありました、特に学力向上に関わったところをちょっとピックアップしてお話しさせていただきますと、7ページです。ここでは、校内の研修会の取組ですとか、授業改善サイクルの取組として、津市版の授業改善マニュアル、それから、津市版の家庭学習マニュアル、こういったものを作成をして、それぞれの改善に取り組んでいきますということが書かれています。それから8ページの方でも、学力に関しましては、英語教育、理科教育それから、生きる力育成サポーター、特に今年6人増員します学力推進講師の適正配置、こういったものを入れさせていただいています。スカイプというパソコン通信ソフトを使って、授業を行うことですとか、中学校の理科教員を含むCSTという、コアサイエンスティーチャーという三重大で研修等を受けた理科の教員がチームを組みま

して、特に小学校の理科教育の改善に向けてということとか、少し学力とは違いますが11ページのところですと、30年度には、道徳の教科化も控えておりますし、それから、教育方針でも謳われております、体力の向上に向けて体力向上推進チーム、こういったものを設けて、これらは、去年の重点にはなかったような項目ばかりなんですけど、今年はどういったことを目玉としてしますということを示しながら、書いています。それから、15ページ以降につきましては、それぞれの関わりが強いそれぞれの事業名、かなり細かくはなっておりますけれども、記載しています。最終ページには振興ビジョンの基本構想を後期基本計画のページから引用して示しています。これを、く学校現場に届ける必要があります。出来たらもう年度内に電子データだけでも送って、もう新年度の体制で、校長先生の経営方針の中を再度見直していただく時に、これを活用していただきたいですし、4月1日の職員会議の場でもこのことがしっかり反映された会議にしていきたいということで、ここでお認めいただきましたら、出来るだけ年度内に電子データを送って、施策等説明会で説明をして、さらに、教務担当者会でも説明をしたいと考えています。来年度の4月末までにはこういった形の製本を、これは今年度の物なんですけど、こういう製本をしまして、各校へ3冊ずつ配付する予定です。説明は以上です。御審議の程、よろしく申し上げます。

庄山委員長 説明は以上です。御質問等は、ございませんか。  
上島委員

上島委員 大きく変わったところは、どこですか。

教育研究支援課長 結局、重点はかなり、重点というものは例えば昨年ですと、土曜授業の教育活動の実施でありますとか、今年、39校でパソコン教室の更新をしました。そういったことで、タブレット型パソコンの購入でありますとか、読書ファイルというものを今年予算化してですね、初めて作りました。それから、スマートフォンの活用に関する会やプロジェクトの行事もして、安全利用宣言を作ったり、そういう意味では子どものネット環境について考える取組の推進ですとか、そういった今年度の重点がかなりあって、共通している、例えば小中一貫教育の推進体制の確立でありますとか、そういうところは変わっておりません。今ちょっと私の説明の中で、特に触れませんでしたけど、地域連携の部分では、国の方でも、地域学校協働活動という形で今出てきております。そういった面を重点取組の3のところへ載せさせていただいております。津市での、地域との関係の在り方というものについて、研究していきますということで、例えば6ページのところに、地域学校協働活動の推進というのを重点項目としていま

す。ですので、重点項目を見るとかなりその年その年の特徴が出ていると、変わっている部分はその部分があります。

上島委員 ちょっと聞きたいんですけど、何年か前に、学校の適正規模という話があったと思うんです。で、これが消えているんです。最近。その時に立ち上げて、津市としては、これだけの規模が適正ですよ、それにならない時はいろいろ語りかけて、考えていきましょうという話し合いがあったんです。これが別にいいんですよ、消えても、ただその時の、そこで地域に入ってやった者から言うと今後、こういうことが出た時にも、市は、働きかけるんでしょなということを言われているんです。それが、消えてしまうと、「お前ら言うただけやん、その時に。」となるので。

教育研究支援課長 今年度の、計画の中には、重点は17点挙げてあります。その中に16番目に学校の適正配置というのは、確かに今年度は挙げてあります。それが、来年度は重点からは消えている状況になっています。環境のところであるのは、エアコンのことでありますとか、義務教育学校が新たにできることに対する開校の準備のこととか、それから、幼児教育の部分でその福祉部門との連携ということで、そういったところでは、幼稚園の適正規模の確保という文言だけ残っておりますが、全体の学校というものは来年度の重点としては載っていないです。

上島委員 特に大規模校については難しいと思います。小規模にしようという話は。小規模校を適正規模校にしていこうというのは、小規模というか、複式学級はなくしていこうというのは市として、というのはその時の、一つの発信やったと思うんですが、現在なかったらいいと思うんです。今年。複式のような学校がないんだったら、そこは膨れさせる必要もないし、今年としては入れる必要はないと思うんです。もしもあったら、その学校については、市教委としては、何もしないのか。働きかけは何もしないのか。別に統合をという話じゃないですよ。こんなふうになりますよ。何年か先にはもう複式になりますよとか。やはり住民に知らせて、ある程度の規模の中で教育を受けさせるということは子どもにとって大切なことですよ、と提示していくかどうかです。書いてないと、おそらく何もされないのではないかと。

教育研究支援課 適正規模というのは、決して意識がなくなるものではないと思いますので、この、新たな統廃合をしていくことが動き出す時には、この項目を取り上げることになると思うんですけれども。

学校教育課長 今、白山にもありますし、それから、安濃の草生も来年、再来年複式になりますし。今、上島委員が言われたのは、多分その方では、12学級から18学級が小学校の適正規模ですけど、津市の場合は6学級以上18学級ということで、大規模については、今言われたように、なかなか難しいんですけど、基本的には複式が生じた時には、そういったことはずっと言われてきてはいますので、ここには書かれてはいませんが、それは考えてはいきます。ただ、来年度については、長野については次29年ですので、正にこの件になってくるんですけども。その辺りについて、どう考えるのかというのはあります。

上島委員 僕らが地域に入った時に言われたのは、複式になるんだったら、もっと早く知らせてほしかったと。もっと早く、そしたら我々もそのつもりで、どうやったらいいのか考えた。もう、複式になってから、あんたところは、これではあきませんやろでは困るやないかと。やっぱり考える場として、たとえそこの校区のPTAとか、何かの会でもいいけれども、将来こういうことになるんですと言って、どうやったらいいかちょっと考えてみたらどうですかという投げかけは、しておいた方が急に言われた時に驚くことのないように、そうやって動いていることがあれば、過去にそうして苦しい思いの中で統合した学校については、市教委が多分動いてくれているということが安心かなと。それがなかったら、なんか俺らの時だけうるさく言うてきたで、と不満になってしまう。住民としてはせっかくその時で統合に踏み切ったのですから。これは美里でも同じやと思います。いろんな流れの中で義務教育学校にしようと思った、やはりそれは、少ない人数だといろんな問題のある中で義務教育学校に徐々に意識が高まって。そのやっぱり最初の段階の訴えかけだけは、その地域においてしておくべきではないかと思いますので、また、検討しておいてください。今年たどえ出来なかったとしても、やっぱりこれが、消えてしまうというのはですね、津市の中で、十分そういうのは充たされているなら、消えて良いと思うんです。そうでない時にはたして消して良いものかどうかとちょっと思いましたので。

庄山委員 それでは、学校の適正規模につきまして、今年の推進計画にはあったが、本年度はそれが消えているということで、それは、何かの記憶に記録として残しておくのか、ここに何かの形で表すのか、あるいはその他の方法があるのかということは、もう一度検討していただきますか。これについては。

教育研究支援課長

教育研究支援課 これは、毎年度作るその年の特段取り上げたいものを打ち出



せるという趣旨での推進計画でございますので、今のお話は、もちろんまたその重点として挙げるべき時にはしっかりと挙げていくようにしていきたいと考えますが、今回のところの重点には改めてこのことを復活させるということはないという方向で、御承認いただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

上島委員 適正規模については頭の中に入れてもらって、何かの機会にやはりそういう状況になっている学校には語りかけをしていただければいいなと思います。

教育研究支援課長 はい。

庄山委員長 それでは、記録に残しておくということで、よろしくお願ひいたします。他にいかがでしょうか。

松本委員

松本委員 直接その計画書に関わることではないんですが、28年度の件にこのマニュアルを二種類作るということで、どういった体制で作るんでしょうか。

教育研究支援課長 いわゆるこういったマニュアル作りにつきましては、事務局だけではいけないと考えているんです。ですので、現場からも何人か支援というか会議の場をつくりたいと思いますし、また、有識者の方にも御意見をいただいて、そういった外部の方々を、多くの視点から見るような形で、作っていきたいと考えています。

庄山委員長 他にいかがですか。

滝澤委員

滝澤委員 重点項目を挙げていただいて、具体的に学校での取組について書いていただいているんですけども、重点項目と言えども非常に多岐に渡って、項目が多く、学校とか園の側にとっては、これに全て対応してくというのは非常に大変なことで、具体的に日々授業をする中で、いろんなことに配慮しながらやっついていかないといけないので、先生の御負担も相当なものかと思ひます。役割分担があるので、校長先生が考えること、現場の指導者が考えること、さらにその研修の指導者が考えることいろいろあると思うんですけども、最も津市として、重点的に、何としても学校で取り組んでいただかないといけないというような、いくつか、どうしてもこれだけはお願ひしたいみたいところは、どういうこと

なんでしょう。現場が、最も重視すべき問題というのは、どういうことなんでしょうか。

教育研究支援課長

教育研究支援課長 今委員がおっしゃるように、中身も非常に多岐に渡っています。まずは、学校の立場からいきますと、その学校には、子ども達がいる、学校の職員がその子ども達の状況を、日々とらえていて、うちの学校にとって何にまず着手していかなければならないかということを考えているわけですので、市が方向性を示した中で、特にうちの学校ではこれとこれだな、というふうなことを当然学校はこの中から選択をして、そこに力を注ぐということがまずはございます。それから、教育委員会として、津市全体としてこれだけというふうなことも、例えばで言いますと、12ページを御覧いただくと、いじめの防止のことですとか、不登校に対する研修促進ということがございますが、やはりいじめについては、いろんなところで今、対策会議ですとか、いじめ問題対策連絡協議会等の委員の方から、非常に建設的な御意見をいただいている中で、いじめを認知する方法を今、担当の方でもアンケートの中身から今ずっと見直しをしております。ある程度津市としてアンケートには必ずこの項目を入れるとか、あるいは、ある項目についてこんな反応があったら直ちにそれは、会議にかけるべきことである、そういったことを統一する、あるいは、不登校の対策としましても、もうこれは実は昨年度末から取り組んでおりますが、従来から、小学校6年生が、中学校に行くときに、不登校が非常に増えるわけなんですけれども、小学校の先生は当然学校へは、申し送りをします。一人一人の子どもについて、伝えるべき内容について伝えるんですけれども、それでも、ものすごく、中1で不登校が増えるんですね。やっぱり主観的に見て、伝えるものは伝えていても、やっぱりどうしても見落としがあるということが言えると思うんです。それで、今年は国研の方で開発されております、欠席日数だけではなくて、例えば日々の保健室登校の日数であるとか、遅刻や早退の数であるとか、そういう客観的な数字をきっちりと拾いまして、それでその数字からたとえ小学校の先生から見ると問題を感じていない子でも、その数字をある一線を越えてきた時には、予備軍であると、不登校についての予備軍であると、そういったことで、出来たら網をかけて、主観的な思い込みによる見方だけではなくて、少し無機質な客観的な受け皿を用意して、それを全小学校で取り組んでいただくようなことを今やり始めています。例えばそういったことが津市全体で必ずやっていくということです。

滝澤委員 いじめ、最近、自殺が多いので、子どもの。そういう自殺にも関わらず、子ども達が少なくとも命を大切にしてください、これを、今おっしゃって

いただいたその重点で挙げていただいて、私も、すごくほっとしている部分もあるんですけども、了解しました。それと、もう一つ、中心的な柱として、学力向上と、前から挙がっておりますので、多分その辺りが、市が積極的に取り組んでいただく大きなポイントの一つではないかなと、私自身は思っているんですが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

教育研究支援課長 滝澤委員がおっしゃるとおりです。そういった形で総合的な学力向上、それに対して、子ども達の教育環境という意味で、きちんとした居場所に学校がなっていかなければいけませんので、不登校のことについてもしっかり取り組んでいきたいと思えます。

庄山委員長 よろしいですか。では私、2、3質問させていただきます。1点目は小中一貫教育から、何年目になったんですか。3年目ですか。

教育研究支援課長 28年度で3年目ということになります。

庄山委員長 段々と充実してきた中学校区があるし、初めて取り組む中学校区もあるわけですけども、充実してきました中学校区につきましては、いろんな取組はされていると思うんですが、各教科とそれから、その他の特別活動的なものがございましてね。人権教育を含めた特別活動。特別活動的なものに非常に小中一貫教育をされている学校区があって、あるいは教科のところがあると思うんですけども、やはり、何年か、もう3年目というような学校はですね、特別活動に1本何か、人権教育か、特別支援教育とかそういうのをされている。もう1本、こちらで各教科の国語とか理科とか社会とかを小中で取り組むというようなことを、教育委員会から御指導いただいたらなというようなことを。でないと、無理にやれということではないんですが、そのまま、もうずっと9年間の教育が出来たらもうそれで良いとされてしまうと、次のステップに上がっていかないと思うんです。その辺いかがでしょうか。

教育研究支援課長

教育研究支援課長 確かに出来るところから始めていくという体制でスタートしてきていると、やはり、行事的な事や、あるいはいわゆる学習規律のようなあるとか、そういったものをまず9年間、校区でみなで協力してそろえるべきところはそろえようということへやはりいくというのが大体探る経過からそういうふうに考えて、あとそれぞれの小中一貫というからには、やはり一貫したカリキュラムというものを位置付けてやっていかないと、単なる連携の範疇から

どうしても抜けられないことがありますので、教科の指導というのも出てくるわけなんですけれども、それをやるにつきましては、例えば小学校のように一人の先生が全部の教科を原則教えるところと、教科別に免許が全部違う中学校とかですね、どのようにやっていくかということについては、事務的な加配がないとなかなか出来ないことであるとか、壁はあるんですけれども、段々と算数、数学の4年間をみたらこんなカリキュラムがありますねとか、国語科ですと、言語活動、全くの教科という9教科全部するというのはなかなか正直難しいんです。ただその中で、例えば教科の指導の中でも生徒指導の機能を生かした教科指導を一貫してやったらどういう形になるか、あるいは、今大事にされています言語活動という切り口で、9年間を見ていくとどうかというようなそれぞれの基本カリキュラムを、推進地域をつくり出しておりますので、段々とそちらの方へはシフトしてく。ただそれを一斉にするようにというのはですね、無理も確かにあるところなので、まずは、いろんな学習規律とか、行事とかから始まっていくのは、自然の姿なのかなとは思いますが、ただ、そういったところへ段々シフトする必要はあります。

庄山委員長 それから、もう一点ですが、昨年も出たと思いますが、防災教育推進のところが、ちょっといいのかなという思いが。これが、変わってないので思うんですが。その後の、14ページにあります学・校園の取組の「危機管理体制の充実」が、教育環境の充実のところに入っているんですが、これは、ここなのかなと。防災教育は、学校では危機管理のところは、防災と一緒によく作るんですけど、ここでいいのかなという思いがちょっとあります。ちょっとはつきり分からないので。ここでいいというのが言えませんので、私が言っていることがいいんだということは言えませんので、いいのかなとちょっと思いましたので、いかがでしょうか。

教育研究支援課長

教育研究支援課長 ビジョンの方で、安全・安心な学校生活の提供というところがありまして、主な取組の中に、学校の危機管理体制の充実というのが、教育環境の整備の充実の中には、こういった書き方のページがあり、それがちょうどこのページなんですけど、その関係でそこに入っているということです。

庄山委員長 分かりました。他によろしいでしょうか。

上島委員

上島委員 先程の小中一貫なんですけれども、津市のやり方というのは、学校区

に任せてあるんですか。学校の方でこういうやり方はどうですか、こう考えてや  
ってくださいと、一つくらい津市として例えば授業の中身のことまではいいと  
思うんですが、学習規律だけはこうしていきましょうと。この年代ではこのこと  
をはやっぱりきちんと身に付けていきましょうというような、9年間を見通し  
た学習規律なり、学習に臨む態度なりをそういうったものを作っておくべきで  
はないかと思うんです。やはりいろんな子どもの学力とかは、ものすごく学習規  
律に関連してきます。小さいうちからきちんと付けてやることによって、それが、  
そういったものをやはり丸投げではなくて、市をしてはこうやぞというものを  
やはり作って、その細かいことについては、じゃあどうやっていったらいいかと  
いうことは、その中学校区に任せて、9年間を見通した方策を提示する必要があ  
るのではないですか。学習内容までいったら難しいと思います。学習規律、例え  
ば、小学校1年生はこんなことだけは身に付けたらと。発表する時はきちんと  
立ってとか、あいさつはきちんと声を出してさせようとか。机の上にはこれだけ  
のもの以外は置かずに、机の中にしまわそうとか、それをやっぱりきちっとさせ  
ていくことが大事だと思います。それは、子ども達がより学習に集中しやすいこ  
とになっていくのではないかと、あまりにも、学校によっても、先生によっても  
バラバラなんです。一つの筋を作ってやったら県内にはそういう何々小方式と  
いう学習規律をきちっとさせていくそういう方式もあるところもあります。で、  
それが何かというと、子どもがより生活しやすいためにやるんだということ  
でやっているんですけれども、何か一つ柱がほしいなということを思っています。

教育研究支援課長

教育研究支援課長 ありがとうございます。確かにそれぞれの校区で、独自にや  
っていただくという、学習規律においてもそういうところがあります。今後それ  
が、それぞれのところで構築されてきたもの、やっぱり良いものは共有したいと  
思いますし、それらを見ながらこちらの主体性も入れて、芯にあたるようなもの  
をきちんと決めていくことは大切かなと思いますので、今年度していきたいと  
思います。

庄山委員長 他よろしいでしょうか。

滝澤委員

滝澤委員 小中一貫教育で、東京の品川区なんかは小中一貫なんかは、だいぶ進  
んでいるようなことを聞きまして、市会議員の先生方も見学に行くとかいうの  
をお聞きしたんですけれども、また、議会でもそういうふうな御発言もあるかと  
思いますが、実際に見に行っていたら先生方もたくさんいらっしゃる

かと思うんですけども、やはり、それなりの成果というものが感じられるのかどうか、その実践校から学ぶようなところがあって、そのフィードバックというか、現場や計画に対して、実際にやっているところからのノウハウや良いところ、悪いところというのを実際にこのプロジェクトの中で検証しているのかどうかということ参考まで結構ですので、教えていただきたいんですけども。

庄山委員長 教育研究支援課長

教育研究支援課長 大きく、確実に目指すモデルはこの先進地のこれです、というふうに津市が決めているということではないんですが、この小中一貫には予算をいただいておりますが、その中の一部は先進校へ行ってもらうための旅費としても確保されておまして、それぞれの校区で、いろんなところへ、去年、奈良でも小中一貫の大きな大会を開いたりしているんですが、そういうところへ見に行くと、そこの地域にも受けてきてはいただいたりしています。また、事務局の者もそういったところへ行っていますが、今のところ、各20校区でも取組の交換会のようなものは出来ていますが、そういった外のをみんなで共有するとか、そういう場づくりまでは、まだちょっとっていない部分がありますので、せっかくいろんなところへ行ってきて学んできてもらっていますので、そういったものを全体で共有したり、またそこでそういう一つの柱になるようなものを見出していくというようなことも、今後していきたいと思います。

庄山委員長 よろしいですか。

上島委員

上島委員 東京の場合やむを得ずやっていると思うんです。小学校から中学校へ行くのに私立に逃げて行ってしまうと。それをなんとか食い止めようとやっているのが、それが一つの例です。それは津市には、そうなると思いません。それこそ減ってしまうんですから。そんなことは今はないので、ええわということになっているんですが、それほど深刻なものだったら大変だということで、取り組んでいかざるをえやんです。

教育研究支援課長 今言われたのは、いわゆる、都市型というのか都会型での例だと思うんですが、津市の場合どちらかというと、地方都市の類型の中でということなので、そういう都市の方で子ども達の学校確保のために迫られてしている、どちらかというと進学熱ということも含めて、学校区の選択制の中に入ってやるものの方へ津市が向かっているということはありません。むしろ津市の

ような状況でやっているところの先進例を参考にしている、そういうふうです。

上島委員 なかなか進まないと思うんですけど、ただ、僕は先生方の見る目を変えてやってほしいと思うんです。短い小学校6年までしか見ていない、1年しか見ていない先生もいるんですが、やっぱり9年間のスパンで子どもをどう育てたらいいのか、その段階の今の1年だという思いで教育をしてもらう先生が津市の中で増えたら、僕はもう小中一貫教育は成功だと思います。そういう取組をやっぱりしてもらいたいなど。小中の子どもと一緒に遊んでいた、それが小中一貫ではないと思うんです。やっぱり子どもたちの育ちを9年間見通して、教育をしていくというのが小中一貫教育で一番大事なことやと、そういう意識を持った先生方を増やすそういった取組をしていただければ、それは地方のこの津市として大成功だと思います。あまり無理せず、しかし先生方がそういう意識になるようなことにメスを入れてもらって、あまりこんなことを入れましたあんなことを入れましたというふうに花火を挙げることばかりに目をとられずに、本当にその中で子ども達の何が育っているのかというところへ目を向けてもらえればいいと思いますので、お願いします。

庄山委員長 それでは、それは意見としてよろしくお願いします。他よろしいですか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 それでは、議案第12号について、いろいろお答えいただきました。原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 御異議なきようですので、議案第12号については、原案どおり承認します。

次に、議案第13号 津市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

人権教育課長 議案第13号 津市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について、説明させていただきます。お手元の資料を御確認ください。この、条例施行規則につきましては、市内の教育集会所の、管理運営につきまして定められたものでございますが、平成27年第4回定例会におき

まして、津市教育集会所の設置及び管理に関する条例を一部改正し、津市木造教育集会所及び津市北岡本教育集会所削除したことに伴いまして、津市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則についても当該教育集会所を削除するため、所要の改正を行いたいと考えるものです。資料、新旧対照表をつけさせていただきます。別表の北岡本教育集会所、木造教育集会所を削除させていただきたいと考えています。なお、この規則の一部改正につきましては、平成28年4月1日から施行しようとするものです。以上で説明を終わらせていただきます。御審査の程よろしくお願い申し上げます。

庄山委員長 説明は以上です。御質問等は、ございませんか。

上島委員

上島委員 木造教育集会所とそれからもう一つ、北岡本教育集会所はなくなるという解釈でよろしいですね。

人権教育課長 はい。

庄山委員長 ほか、よろしいでしょうか。議案第13号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 御異議なきようですので、議案第13号 については、原案どおり承認します。

庄山委員長 会議の冒頭で決定しましたとおり、ここからは非公開とします。議案第14号 津市社会教育委員の辞任について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

**【非公開】**

庄山委員長 それでは議案第14号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。



庄山委員長 御異議なきようですので、議案第14号について、原案どおり承認します。次に、議案第15号 津市指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第15号 津市指定文化財の指定について、説明させていただきます。恐れ入りますが、議案第15号の特に添付の資料を御参照願います。2月22日に開催しました、平成27年度 第2回 津市文化財保護審議会におきまして、以前、教育委員会から諮問をいたしておりました、津観音の大宝院が所蔵する有形文化財9件、内訳としましては、書籍・典籍2件、絵画7件であります。これらにつきまして、津市指定文化財にかかる建議がありました。建議につきましては、添付の1ページでございますのでよろしくお願いいたします。添付2ページ以降を参考に、順次、報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。最初は、「紺紙金銀字千手陀羅尼經（こんしきんぎんじせんじゅだらにきょう）」です。2ページから4ページを御覧願います。紺色に染めた紙を用い、金色の枠線の中に、金字と銀字で一行ずつ交互に経文を書写した、「紺紙金銀交書經（こんしきんぎんこうしょきょう）」の1巻です。世界遺産でもあります、平泉の中尊寺に伝来した通称「中尊寺經」約4,600巻の一部と思われるもので、平安時代後期、12世紀の制作と考えられ、大変、貴重なものと思われま。なお、他に残っているものは、国宝や重要文化財に指定されているものが数多くあります。2つ目に、「紺紙金字 妙法蓮華經（こんしきんじみょうほうれんげきょう）」の8巻です。添付5ページから7ページを御覧ください。紺色に染めた紙を用い、銀色の枠線の中に、経文を金字で、1行17字で書写したものです。平安時代の末期から鎌倉時代の初期、12世紀から13世紀に制作されたものと考えられます。この時代は絵巻が盛んに制作をされているということですが、現存するものとして貴重なものと言えます。3つ目は、「絹本著色 職貢図（けんぼんちゃくしょくしよつこうず）」1巻です。8ページから12ページをお願いします。中国の明時代後期、17世紀の絵画で、中国宮廷に向かう、周辺の民族の様子や献上品を描いています。明治8年、1875年に、京都醍醐寺から大宝院に伝来されたものと伝えられています。国内でも希少な作例とのことで、江戸時代に日本に渡ってきた明の絵画資料として価値が高いと言えます。4つ目は、「絹本著色 釈迦十六善神像（けんぼんちゃくしよくしゃかじゅうろくぜんしんぞう）」、1幅です。13ページから14ページです。国家安穩、諸災消滅、五穀豊穰などを祈願する大般若会（だいはんにやえ）の本尊となる釈迦十六善神像の掛軸となっています。この制作は、鎌倉時代末期から南北朝時代の14世紀前半のものとして推定され、これまでも多くが確認されている

釈迦十六善神像のなかでも、古い作例として貴重なものと言えます。5つ目です。「絹本着色尊勝曼荼羅図(けんぼんちやくしよくそんしょうまんだらず)」1幅、添付は15、16ページです。罪悪を消滅させるという意味の滅罪、雨乞いの意味を持ちます祈雨、命を延ばすの意味での延命を目的とした密教である尊勝法の本尊「尊勝曼荼羅(そんしょうまんだら)」の掛軸です。制作は、室町時代前期と考えられ、他の同じ目的の多くの図に比べ、描かれた像や様子が異なっているとこのことで、稀少な作例の一つと言えます。6つ目は、「絹本着色 五大尊像(けんぼんちやくしよくごだいそんぞう)」1幅、17ページから18ページです。息災、増益などを目的に宮中などで行われた「五壇法(ごだんほう)」の本尊となる五大尊を描いた掛軸でございます。制作は室町時代、日本の伝統的な仏教絵画の技法を踏まえている少ない作例となっております。7つ目に、「絹本着色不動明王像(けんぼんちやくしよくふどうみょうおうぞう)」1幅19、20ページです。朱色の「赤不動」の独尊像を描いた掛軸でございます。制作は室町時代と考えられます。不動明王は、群青とするのが原則とされていますが、朱色になっており、右手には剣の代わりに「独鈷杵(とっこしょう)」が描かれている特異なものです。先程、5つ目に説明させていただきました「絹本着色尊勝曼荼羅図(けんぼんちやくしよくそんしゅうまんだらず)」と同様にその作風等が貴重なものと言えるものです。8つ目に、「絹本着色 高野四社 明神像(けんぼんちやくしよくこうやししやみょうじんぞう)」1幅、21、22ページです。高野山の地主の神と祀られています四つの神、高野四社明神を描いた掛軸です。制作は安土桃山時代、16世紀の終わりから17世紀の初めのものと考えられます。数ある高野四社明神の中でも、これだけ緻密で華やかな画面の作例は少ないものであると判断します。最後に9番目でございます「絹本着色 大随求 菩薩像(けんぼんちやくしよくだいずいぐぼさつぞう)」1幅、23から24ページです。大随求菩薩像を描いた掛軸で、この大随求菩薩は、真言密教において広く流布したのですが、絵画としては、大阪で1点が知られているのみで、この掛軸は資料的に貴重と言えます。制作は安土桃山時代から江戸時代初期、17世紀前半と考えられるものです。以上が、津市指定文化財に係る建議の内容です。本教育委員会において、承認をいただいた後に、告示を行い、それをもって、津市指定文化財に指定するものとします。合わせて、市役所記者クラブを通じて、マスコミ各社にもこれについて公表させていただきたいと思っておりますので、御審議の程、どうぞよろしく願いいたします。

庄山委員長 説明は以上です。御質問等は、ございませんか。

上島委員

上島委員 現時点で、その津市の指定文化財はどのくらいありますか。

生涯学習課長 津市指定と、県指定、国指定も合わせまして、410点になります。

上島委員 その内、津市指定はどれくらいにありますか。

生涯学習課長 大変申し訳ございません。正しい数字については、後でお知らせさせていただきます。

上島委員 半分以上は津市ですね。

生涯学習課長 半分以上は津市です。

上島委員 もう一つですけれども、これは指定を受けると、保存するための補助金が出るんですか。

生涯学習課長 修理等と補助が出る内容が決まっていますが、そういったものについて2分の1を限度とする補助を措置することになっております。

教育長 修理が主ですね。

生涯学習課長 はい。修理が主です。

教育長 ちょっと補足説明しておくと、それぞれの専門分野の方に集まっていたいただいているんですが、今回は奈良国立博物館の学芸員、各市町村に御協力いただいて判定していただいたりとか、龍谷ミュージアムの教授にも随分と調査していただいて御意見もいただいて、それを、その保護審議会で議論をしっかりと挙がったもので、かなり専門の方に観ていただいた結果になります。

上島委員 かなり貴重なものなんですね。

教育長 そうですね。

生涯学習課長 先程、教育長が言っていただきましたけれども、保護審議会も専門委員なんですけれども、更に詳しい専門の方にも観ていただくということで、

1年以上をかけてこれを調査しました。全国的にこういったものを観ていただいている方の目から見ても、この大宝院さんに所蔵しておられるものは、市指定にとどまらず、近い将来、県、国にも貴重なものと言えるものがたくさんの中にも見受けられるので、引き続き大切に津市として、文化財として指定してほしいというふうに、言っていたいております。

上島委員 市を飛ばして、県で指定というのは出来るんですか。

生涯学習課長 以前そういったこともあったんですが、現在は県としては、まず、市指定として、その後、推薦を挙げてほしいというのが、口頭によるお話で聞いております。

庄山委員長 すばらしいもののようなことで。

生涯学習課長 今日、御承認いただければ、3月26日から5月の29日まで、大宝院さん、観音寺公園のところに展示場を持っておられまして、そこで、皆さんに是非観ていただきたいということで、展示をしていただけるということ聞いております。今日これが承認されなければ、展示は出来ないんですけれども、そういうふうに聞いております。

庄山委員長 他によろしいですか。

上島委員 もう一つだけよろしいですか。本来的に、市としてはこういう指定をしていくと、大変ですよ。増えていくと。それについてはどういう考えで。やっぱり、どんどん良いものは、市として指定して増やしていきたいのですか。

生涯学習課長 担当といたしましては、当然、文化財として指定をしていくというのは、出来る限り増やしていきたいというふうに考えております。ただ、当然予算の許す範囲で支援をしていくわけですので、先程、2分の1というふうに申し上げましたけれども、必要なものに対して2分の1を出来る限り支援をさせていただくんですが、過去3年ぐらいの間にも、どうしても2分の1の補助金が付けられないということで、所有者と相談をさせていただいて、少し2分の1よりも減額するようなことも正直ございました。その辺は、本当に津市民の皆さん、それから所有者の皆さんにそのことを残していくことの意味や、必要性をこちらも説明させていただきます。是非、津市内にそういうふうなものをこれからも残していくように進めていきたいと考えております。

上島委員 出来ましたら、県の方に指定してもらえるものを増やすことだと思うんです。

庄山委員長 ちょっと私から一点よろしいですか。昨年も大宝院さんがかなりの津指定文化財ということがあったと思うんですけど、これは非常に古いもので、なぜ今になって、もっと前にこういうのが出てこなかったのかなという、非常に不思議で。一つは、ちょっといろんなものを調べてみますと、別格本山に承認されら、昇格されたということもあって、いろんな調査をされたのかなというふうなことを、ちょっと私は思っているんですけども、これについては、いかがでしょうか。

生涯学習課長 これは、委員長が言っていた部分は、大変大きなきっかけの一つにはなっていると思っておりますが、所有者である大宝院様の方が、特にこういったものを、先程もお話にありましたように、津市の財産として、残したいというような御希望をここ最近強く言っていておきまして、私共の学芸員も大宝院様の方へ伺いまして、いろいろと所持していただいている宝物を見せていただいております。今後につきましても、市の指定に値するような文化財級のものが、いくつかはあるだろうということが予想されるほど、たくさん持っていていただいていると考えています。おっしゃるとおりで、もっと以前から、合併する前の津市から、こういうものを徐々に徐々にしていけばよかったです、なかなか学芸員としましても、大宝院様の中へ入っているいろんな物を調べていくというのは、今まで出来てきませんでした。丁度良い機会というのはちょっと失礼な話なんですけど、昨年来から、大宝院様の方もそういうことで御協力いただける状況にもなっておりますので、これからも協力していただいて、出来ましたら指定文化財に出来るように研究もさせていただきたいというふうに思っております。

滝澤委員 指定文化財になると、修理費の財源が確保されるということなんですけど、例えば、年1回の公開とか、何年に1回かの市民への公開、見に来たら見せないといけないとか、そういうのはあるんですか。

生涯学習課長 そのことを義務付けているというようなことは、正直ございません。例えば何十年に1回そのお寺などで御開帳が決まっているとか、そういうふうなこともございますので、そのことをその持ち主がしなければならないというような形ではしておりません。しかし、データという形で残して、きちんと

文化財として、いつでも市民の方に観ていただけるような状況というのはつくっております。それから、今回、この予算が通ればですが、9月には10周年記念ということで、津市の文化財をM i e M uをお借りして展示をすることも出来ますので、是非御協力をいただきたいということで、今、持ち主様の方にも、連絡を取っている最中なんです。そういったことを通じて、文化財が出来る限り市民の皆様の目に直接触れていただけるような工夫は、担当の方でもしていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

上島委員 よく、看板があると思うんですが、県の、こんなのがありますよ、というような。そういうのは市としてもあげるんですか。

生涯学習課長 毎年、予算の中で、文化財を説明する看板というか説明なんですけど、そのものは今、市内全部順番に行き届くようにしています。行き届いた頃には前のが壊れていたりしますので、修繕も含めまして、ずっと取り組んでいるところです。

庄山委員長 他にございますか。

松本委員

松本委員 大宝院さんの調査はどのくらいの年数の展開というふうにお考えですか。

生涯学習課 まず、所有者様の大宝院様の方と相談をさせていただいたうえでということになるのですが、例えば、今回の内の7点は、昨年6月からずっと調査研究をさせていただいて、今こうやって審議会の方から建議をいただきました。この内の2点は、一昨年から調査をさせていただいて、非常に珍しい物である反面その分証明がしづらいということがございまして、2年かけて調査をしてきました。ですので、今のところ何年計画で大宝院の全てをお願いしていくというようなことは、同意も、それからお話もさせていただいておりませんが、引き続きこちらの考えですが、大宝院様と話をしていきたいと考えています。

庄山委員長 よろしいですか。ほか、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 それでは、議案第15号について、原案どおり承認することとして

よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

庄山委員長 御異議なきようですので、議案第15号については、原案どおり承認します。